

国際学院中学校高等学校と日本薬科大学の相互協力・連携に関する協定書

国際学院中学校高等学校（以下「高校」という。）及び学校法人 都築学園 日本薬科大学（以下「大学」という。）は、相互の連携に関する基本的事項について、次のように協定を締結する。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、高校及び大学が別途協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、高校及び大学は各1通を保管する。

（目的）

第1条 この協定は、高校及び大学が相互の密接な協力と連携により、双方の活力ある個性豊かな教育活動の推進に寄与することを目的とする。

令和7年3月11日

（協力・連携事業）

第2条 高校及び大学は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の実施に努める。

- (1) 高校及び大学による特別講義（出張授業などを含む）。
- (2) 高校及び大学の生徒・学生・教職員の交流。
- (3) ボランティア・サークル・部活動等の相互の連携及び情報提供。
- (4) 高校及び大学の施設や設備などの優先利用。
- (5) 伊奈町と連携した特色ある地域住民との交流事業
- (6) その他、目的を達成するために必要な事項。

埼玉県北足立郡伊奈町小室 10474

学校法人 国際学院 国際学院中学校高等学校
校長

大野博之



（実施条件）

第3条 高校及び大学は、前条に掲げる事項の実施にあたり、その条件及び経費負担については、別途協議する。

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 10281 番地

学校法人 都築学園 日本薬科大学
学長

都築 稔



（連携会議）

第4条 高校及び大学は、相互の協力・連携による事業を円滑に推進するため、連携会議を開く。

2 連携会議の構成及び運営に関する事項は、その都度、高校及び大学が協議の上、定める。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の2か月前までに、高校又は大学から申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。